

マイナンバー社会保障・税番号制度について — 宗教法人の備え — (第3回宗教法人の公益性に関するセミナーの要点)

共通番号制度の施行を目前に控えた平成 27 年 9 月 14 日、大本山増上寺・光摂殿において、第 3 回宗教法人の公益性に関するセミナー「共通番号制度の導入と宗教法人」を開催。水町雅子弁護士（元内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐）並びに、木村匡成公認会計士（日本宗教連盟監事）から、具体的な例を交えた講義をいただいた。ここでは、宗教法人のうち給与や講演講師の謝礼の支払い人数が少ない 100 名以下の中小規模の事務所における「番号法への備え」のポイントをまとめる。

講義要旨は日宗連ホームページに掲載。<http://jaoro.or.jp/>

(詳細は番号制度のホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> をご覧ください。)

ポイント！ 番号法で重要なのは2点

- ① 個人番号を保護しなければならない（安全管理措置）
- ② 個人番号を必要以上に入手しない（法令で決められた事務以外での使用は不可）

実務で気を付けるべきこと

① 個人番号はどのような事務に使うのか

- ・ 個人番号の取扱い事務を洗い出す → 税分野（所得税、住民税）、社会保障分野（健康保険、厚生年金、雇用保険）等

② どのように守っていくのか「安全管理措置」

法人として方針を決定し、取扱マニュアル等を備える

- ・ 誰が取扱うのか？ → 事務取扱担当者を決定（責任者は担当者の監督と教育を行う）
- ・ どのように管理するのか？ → 確実に保管（パソコンを使わずに紙に記載し鍵のかかる書棚で保管でも可能）、事務実施や廃棄の記録
- ・ 廃棄はどのようにするのか？ → 個人番号を塗りつぶして細かく裁断するなど、確実に廃棄

③ 「なりすまし防止」のために本人確認が大切

実在する人物か、その人がその人自身であるかどうかの確認と、その人の申告している番号が正しいかを確認する

